

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

	公共工事の名称、 場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその 所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計 法令の根拠条文及び理由(企 画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職 の役員 の数 (人)	備考
1	近畿厚生局第二庁舎(大江ビル)内 間仕切り整備工事	支出負担行為担当官 近畿厚生局長 安達 一彦 大阪市中央区大手前4-1-76	平成21年11月16日	株式会社文祥堂 大阪市中央区本町1-5-6	会計法第29条の3第5項 予算決算及び会計令第99条 第2号 予定価格が250万円を超えない 工事であることから予算決 算及び会計令第99条第2号 (随意契約によることができる 場合)に該当するため。	-	2,415,000	-	0	少額随契
2	近畿厚生局第二庁舎電源・LAN設 備工事	支出負担行為担当官 近畿厚生局長 安達 一彦 大阪市中央区大手前4-1-76	平成21年11月20日	堀江電機株式会社 大阪市西区本田1-5-11	会計法29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条 の4第3号 第二庁舎が入居する大江ビル における工事については、ビ ル側が指定した工事業者によ り施工することとなっているた め。	-	2,180,000	-	0	少額随契
3	近畿厚生局電話端末等贈移設工事	支出負担行為担当官 近畿厚生局長 安達 一彦 大阪市中央区大手前4-1-76	平成21年11月20日	KDDI株式会社 東京都新宿区西新宿2-3-2	会計法29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条 の4第3号 当該工事については電話交換 機及び各電話端末設備を整備 した業者以外に施工する業者 がないため。	-	994,035	-	0	少額随契
4	近畿厚生局既設ケーブル撤去及び 敷設工事	支出負担行為担当官 近畿厚生局長 安達 一彦 大阪市中央区大手前4-1-76	平成21年12月1日	尾崎商会株式会社 大阪市浪速区日本橋4-17-14	会計法第29条の3第5項 予算決算及び会計令第99条 第2号 予定価格が250万円を超えない 工事であることから予算決 算及び会計令第99条第2号 (随意契約によることができる 場合)に該当するため。	-	2,250,000	-	0	少額随契
5	近畿厚生局幹部職員出退表示シ ステム導入工事	支出負担行為担当官 近畿厚生局長 安達 一彦 大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年3月5日	堀江電機株式会社 大阪市西区本田1-5-11	会計法第29条の3第5項 予算決算及び会計令第99条 第2号 予定価格が250万円を超えない 工事であることから予算決 算及び会計令第99条第2号 (随意契約によることができる 場合)に該当するため。	-	1,312,500	-	0	少額随契